

○福井県後期高齢者医療広域連合正副広域連合長会議規程

〔平成21年4月1日〕  
訓令第6号

（設置）

第1条 福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の基本方針、重要施策等について協議するため、福井県後期高齢者医療広域連合正副広域連合長会議（以下「会議」という。）を設置する。

（構成）

第2条 会議は、広域連合長及び副広域連合長をもって構成する。

（協議事項）

第3条 会議において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合の運営の基本方針に関すること。
- (2) 広域連合の重要施策に関すること。
- (3) 広域連合議会の議決事件で重要な案件に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、広域連合長が必要と認める事項に関すること。

（会議）

第4条 会議は、広域連合長が招集する。

2 広域連合長は、必要があると認めるときは、関係職員を説明のため出席させることができる。

（庶務）

第5条 会議の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第6条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。